

小規模多機能型居宅介護事業所 いこまの家 重要事項説明書

あなた（又はあなたのご家族）が利用しようと考えている小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 豊寿会
代表者氏名	代表者 菅原 暁
本社所在地	兵庫県赤穂郡上郡町大持202番地2
法人設立年月日	平成12年11月6日

2 利用者に対するサービス提供する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団 豊寿会 小規模多機能型居宅介護事業所 いこまの家
介護保険指定事業者番号	2893900031
事業所所在地	兵庫県赤穂郡上郡町大持202番地2
電話番号	0791-52-6382

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人社団 豊寿会が開設する小規模多機能型居宅介護事業所 いこまの家は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び健康管理、機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営む事ができるようにすることを目的とする。
運営の方針	1 事業所の従業員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時、訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健、医療、福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 事業所の職員体制

管 理 者	奥 好市 (オク ヨシイチ)
-------	----------------

職	職務内容	人員数
管 理 者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1名 (兼務可)
介護支援専門員	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関との連絡・調整を行います。	常勤 1名 (兼務可)
看護職員	1 健康チェック等の医療業務	常勤・非常勤 1名
介護従事者	1 利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。	常勤・非常勤 7名以上 (登録人数 による)

(1) 営業日、営業時間及び実施地域

営 業 日	3 6 5 日
①通いサービス提供時間	基本時間 9時～17時まで
②宿泊サービス提供時間	基本時間 19時～8時まで
③訪問サービス提供時間	24時間
通常の事業の実施地域	上郡町内の住民の方

(2) 登録定員及び利用定員

登 録 定 員	29名
通いサービス利用定員	15名
宿泊サービス利用定員	9名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
介護計画の作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、利用者、家族、他の事業所等と協議の上、居宅サービス計画書（介護予防居宅サービス計画書）・小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。

相談・援助等	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じて支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 移動・移乗介助 介護が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2 排泄の介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3 見守り等 利用者の安否確認を行います。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを行います。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供及び、食事の介助を行います。 2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

訪問サービスに関する内容	身体の介護	1 排泄介助 排泄の介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物に行きます。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 利用者の安否確認等を行います。

(2) 小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他の利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 介護保険給付サービス利用料金

※自己負担分については、介護保険負担割合証の金額表示通りの利用者負担を頂きます。

1. 登録者のサービス利用料金

《小規模多機能型居宅介護費》

(1月につき)

要介護度 所定単位	要介護1 10,458 単位	要介護2 15,370 単位	要介護3 22,359 単位	要介護4 24,677 単位	要介護5 27,209 単位	
介護保険 給付金額	104,580 円	153,700 円	223,590 円	246,770 円	272,090 円	
サービス利用 自己負担額	1割	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
	2割	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円
	3割	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円

《介護予防小規模多機能型居宅介護費》

(1月につき)

要介護度 所定単位	要支援1 3,450 単位	要支援2 6,972 単位	
介護保険給付額	34,500 円	69,720 円	
サービス利用 自己負担額	1割	3,450 円	6,972 円
	2割	6,900 円	13,944 円
	3割	10,350 円	20,916 円

《加算料金》 (1日につき)

上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

《小規模多機能型居宅介護費》

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額				
		基本単位	基本利用料金	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
初期加算	利用を開始した日から 30 日間に係る 1 日当たりの加算料金です。30 日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も含まれます。	30	300 円	30 円	60 円	90 円
認知症加算 (Ⅲ)	日常生活に支障のきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者(日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・M)の場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。	760	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
認知症加算 (Ⅳ)	要介護 2 であって、周囲のものによる日常生活に対する注意を必要とする利用者(日常生活自立度Ⅱ)の場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。	460	4,600 円	4,600 円	920 円	1,380 円
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ)	個々の状況や環境変化に応じ、随時共同で個別サービス計画を見直し、病院、診療所等関係施設へ情報提供等の連携を行っている場合に算定する。 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	1,200	12,000 円	1,200 円	2,400 円	3,600 円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	小規模多機能型居宅介護費を算定している場合で、当該加算の体制・人材要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金です。	640	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
介護職員等処遇改善加算 Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金です。 ※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	所定単位数 の 146/ 1000	左記単位数 × 10 円	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額				
		基本単位	基本利用料金	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
科学的介護推進 体制加算	当該加算の算定要件を満たす場合 の1月当たりの加算料金です。 ※当該加算は、区分支給限度額の 算定対象から除かれます。	40	400円	40円	80円	120円

《介護予防小規模多機能型居宅介護費》

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額				
		基本単位	基本利用料金	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
初期加算	利用を開始した日から30日間に係 る1日当たりの加算料金です。 30日を越える入院をされた後に再 び利用を開始した場合も含みます。	30	300円	30円	60円	90円
総合マネジメント 体制強化加算	個々の状況や環境変化に応じ、随時 共同で個別サービス計画を見直し、 病院、診療所等関係施設へ情報提供 等の連携を行っている場合に算定 する。 ※当該加算は、区分支給限度額の算 定対象から除かれます。	1,200	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
サービス提供体制 加算（Ⅱ）	小規模多機能型居宅介護費を算定 している場合で、当該加算の体制・ 人材要件を満たす場合の1月当たり の加算料金です。	640	6,400円	640円	1,280円	1,920円
介護職員等 処遇改善加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合 の1月当たりの加算料金です。 ※当該加算は、区分支給限度額の算 定対象から除かれます。	所定単位数 の 146/ 1000	左記単位数 ×10円	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割
科学的介護推進 体制加算	当該加算の算定要件を満たす場合 の1月当たりの加算料金です。 ※当該加算は、区分支給限度額の算 定対象から除かれます。	40	400円	40円	80円	120円

2. 短期利用サービス利用料金

《短期利用居宅介護費》

(1日に付き)

要介護度 所定単位	要介護1 572単位	要介護2 640単位	要介護3 709単位	要介護4 777単位	要介護5 843単位	
介護保険給付額	5,720円	6,400円	7,090円	7,770円	8,430円	
サービス利用 自己負担額	1割	572円	640円	709円	777円	843円
	2割	1,144円	1,280円	1,418円	1,554円	1,686円
	3割	1,716円	1,920円	2,127円	2,331円	2,529円

《介護予防短期利用居宅介護費》 (1日につき)

要介護度所定単位	要支援1 424単位	要支援2 531単位	
介護保険給付額	4,240円	5,310円	
サービス利用 自己負担額	1割	424円	531円
	2割	848円	1,062円
	3割	1,272円	1,593円

《加算料金》

(1日につき)

加算の種類	加算及び算定の内容	加算額				
		基本単位	基本利用料金	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
サービス提供 体制加算 (Ⅱ)	小規模多機能型居宅介護費を算定している場合で、当該加算の体制・人材要件を満たす場合の1日当たりの加算料金です。	21	210円	21円	42円	63円
介護職員等 処遇改善加算 Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。 ※ 当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。	所定単位数 の 146/ 1000	左記単位数 ×10円	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割

5) その他の費用について

以下の金額は利用料の金額が利用の負担になります。

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求します。 ・事業所から片道10km未満 200円加算 ・事業所から片道10km以上の場合は5km毎に 100円加算
② 交通費	通常の事業の実施地域を越えて行く訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を請求します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。 ・事業所から片道10km未満 200円加算 ・事業所から片道10km以上の場合は5km毎に 100円加算
③ 食事の提供に要する費用	朝食 400円/回 間食代 100円/回 (1日1回) 昼食 650円/回 夕食 600円/回
④ 宿泊に要する費用	1泊 1,500円 (非課税)
⑤ おむつ代	紙パンツ・開閉オムツ等 100円～150円/1枚 パット等 40～100円/1枚
⑥ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適当と認められるもの ・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

4 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者の負担額 (介護保険を適用する場合) 及びその他の費用の額は、利用者ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は利用明細を添えて利用月の翌月 15日までに利用者あてにお届けします。
(2) 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用支払い方法等	ア 請求書を確認の上、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 預金口座振替 (自動払込) (イ) 現金支払い イ お支払いを確認いたしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) 及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「居宅サービス計画（予防居宅介護サービス計画）・小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画」に基づいて行います。なお、「居宅サービス計画（予防居宅介護サービス計画）・小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (5) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることが出来ますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。
- (6) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

6 衛生管理等

①衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供給する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。

②感染症対策マニュアル

ノロウイルス・(新型) インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業員に周知徹底します。また、従業員への衛生管理に関する研修を年 2 回行います。

③他機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し、又は満延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

7 緊急時の対応方法について

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要

な措置を講じます。

【協力医療機関】	医療機関名	高嶺診療所
	所在地	兵庫県赤穂郡上郡町大持 202 番地 2
	電話番号	0791-52-6369 FAX 番号 0791-52-6378
	受付時間	午前 8:30~12:30
	診療科	内科・整形外科・リハビリテーション科・ リウマチ科

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。また、利用者に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護事業者賠償責任保険

9 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害管理責任者 氏名：奥 好市
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年 2 回 7 月・ 12 月）頃

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に係る利用者及びその家族から相談及び苦情をうけるための窓口を設置します。（下記の【事業者窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(2) 苦情申し立ての窓口

【事業者の窓口】 小規模多機能型居宅介護事業所 【管理者】 奥 好市	所在地 兵庫県赤穂郡上郡町大持 202 番地 2 電話番号 0791-52-6382 FAX 番号 0791-52-6378 受付時間 9:00 ~ 17:00
【市町村（保険者）の窓口】	町役場窓口 上郡町 国保介護支援課 介護保険係 所在地 兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地 電話番号 0791-52-1152 FAX 番号 0791-52-6015 受付時間 8:30 ~ 17:15
【公共団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 電話番号 078-332-5617 受付時間 月～金 8:45～17:15

1.1 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（管理者・奥 好市）

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1.2 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 3 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供に当たっては、交流に努めます。
- ② 利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言についての記録を作成し、公表します。

1 5 サービス提供の記録

- ① 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 6 サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ② 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損等が生じた場合は、弁償して頂く場合があります。
- ③ 他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。
- ④ 不必要なお金は持ってこないようにお願いします。お持ちになった場合は自己の責任で管理してください。
- ⑤ 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動
- ⑥ 禁止行為
 - (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）
 - (3) 職員に対するセクシュアルハラスメント（好意的態度の要求、身体に触れる等、性的ないやがらせ行為）

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「上郡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」第9条、「上郡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」第11条の規定に基づき利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県赤穂郡上郡町大持202番地2
	法人名	医療法人社団 豊寿会
	代表者名	菅原 暁
	事業所名	小規模多機能型居宅介護事業所 いこまの家
	管理者	奥 好市 印
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業所から確かに受けました。

利用者	住所	上郡町
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印